

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（変異株指定国・地域にボツワナを指定）

○11月26日、日本において新たな水際対策措置が決定され、ボツワナが「特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域」の一つに追加指定されました。

○指定により、ボツワナからのすべての入国者及び帰国者については、11月27日午前0時から、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

○海外在留邦人等向けワクチン接種事業のワクチン接種希望者で、変異株指定国・地域からの帰国者・入国者の場合、予約可能な接種枠、接種タイミング等が異なります。

1 今般、新たに南アフリカ共和国等で確認された新たな変異株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）について、11月26日から「水際対策上特に対応すべき変異株」に指定されました。

2 上記を踏まえ、エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソトが「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」とされ、同国・地域からの入国者・帰国者は、令和3年11月27日午前0時から検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

（参照）

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年11月26日時点）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100264590.pdf>

詳細は以下のリンク先をご確認ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C142.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C142.html)

### 3 海外在留邦人等向けワクチン接種事業

（1）海外在留邦人等向けワクチン接種事業のワクチン接種を希望される方は、（ア）変異株指定国・地域以外からの帰国・入国の場合、（イ）3日間・6日間待機措置の対象国・地域からの帰国・入国の場合、（ウ）10日間待機措置の対象国・地域からの帰国・入国者の場合によって予約可能な接種枠、接種タイミングがそれぞれ異なります。

（2）今般の追加指定により、すでに取得済みの予約のキャンセルや変更が必要となる場合がありますので、以下のホームページをご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

参考：当館ホームページ ボツワナにおける新型コロナウイルス情報

[https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_information.html](https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_information.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

\*\*\*\*\*

在ボツワナ日本国大使館 ホームページ：

[https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住所：4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：(+267) - 391 - 4456

Email でのお問合せ： [information@gr.mofa.go.jp](mailto:information@gr.mofa.go.jp)